

火災予防条例の一部改正概要について

東京消防庁予防部予防課

1 はじめに

「火災予防条例の一部を改正する条例」（平成17年東京都条例第127号。以下「改正条例」という。）及び「火災予防条例施行規則の一部を改正する規則」（平成17年東京都規則第197号。以下「改正規則」という。）が平成17年10月13日に、それぞれ公布されました。

今回の火災予防条例（昭和37年東京都条例第65号。以下「条例」という。）の一部改正は、防火対象物の使用、変更等を的確に把握し建築段階から適法な状態を確保するための届出制度の整備、避難の安全を検証する方法を活用した避難管理等の導入、防火安全の専門家を育成するための防火安全技術講習制度の導入、燃料電池発電設備の技術基準の整備等を行ったものです。

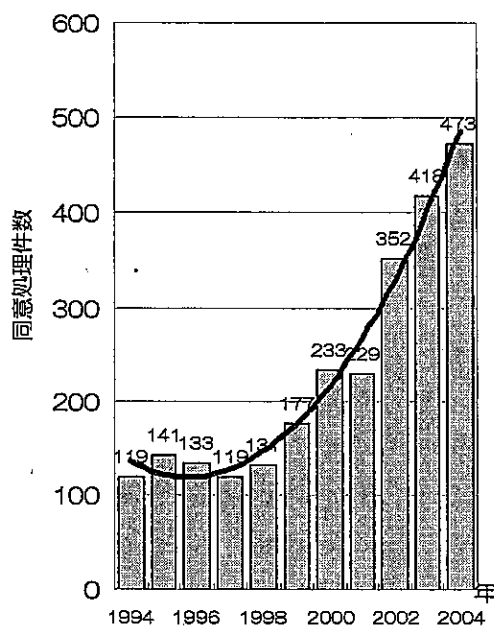
2 火災予防条例の改正の背景

近年、景気の低迷等を背景として、建て替えよりも建築費用を安く済ませ、かつ、空室率の減少、集客率の向上等を図るため、既存テナントのリニューアル、コンバージョン（用途変更）等が頻繁に行われており、東京消防庁管内においては、用途変更に係る消防同意受付件数が10年間で4倍になっています（別図1参照）。しかし、既存テナントのリニューアル、コンバージョン等に係る工事は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「建基法」という。）に基づく確認申請を要しないものが多く、当該工事の計画段階において消防機関又は防火安全の専門家による防火安全上のチェックが行われずに、火災予防上危険な状態のまま営業が開始される例が後を絶ちません。こうした防火対象物においてひとたび火災が発生した場合には、新宿区歌舞伎町ビル火災（平成13年9月44名死亡。写真1参照。）のような大惨事につながる容易に予想されます。こうした背景を踏まえ、東京知事の諮問機関である火災予防審議会において、社会情勢の変化等に伴う性能評価に即した既存建築物の火災危険要因の解明と防火安全対策のあり方について検討が行われた結果、防火対象物の使用・変更等に係る届出制度の拡充と防火安全の専門家を育成するための講習制度の創設が急務であると答申されたことから、今般、火災予防条例の一部改正を行うこととしたものです。

一方、燃料電池発電設備については、近年の技術開発の進展により、新たに熔融炭酸塩型及び一般家庭等を対象とした固体高分子型の燃料電池発電設備が出現したことから、

平成17年3月22日に公布された、「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令」（平成17年総務省令第34号）等を踏まえ、火災予防条例の一部改正を行うこと

としたものです。



別図1 過去10年間の用途変更に係る消防同意件数（東京消防庁管内）



写真1 新宿区歌舞伎町ビル火災（平成13年9月）

3 火災予防条例の改正概要

今回の改正条例は、大別して以下の4つの柱から構成されています。

- ① 防火対象物の使用、変更等を的確に把握し建築段階から適法な状態を確保するための届出制度の整備
- ② 避難の安全を検証する方法を活用した避難管理等の導入

- ③ 防火安全の専門家を育成するための防火安全技術講習制度の導入
- ④ 燃料電池発電設備の技術基準の整備

以下、各論の概要について解説します。

(1) 防火対象物の使用、変更等を的確に把握し建築段階から適法な状態を確保するための届出制度の整備

ア 防火対象物工事等計画届の新設（改正条例による改正後の火災予防条例（以下「新条例」という。）第56条関係）

本条の届出は、建基法に基づく確認申請又は計画通知を要しない防火対象物の建築、修繕、模様替え、用途変更等に係る工事等の計画段階において、その内容を事前に消防機関に届出させ、法令違反となる工事等を未然に防ぐことにより、当該工事等の完了後の改修に伴い発生する経済的負担を軽減するとともに、防火対象物の使用開始当初から適法な状態を確保するためのものです。

本条の届出は、次の①から④までに掲げる行為をしようとする者が、当該行為を行う7日前までに、所轄消防署長に行わなければなりません。建基法に基づく確認申請又は計画通知がなされるものについては、本条の適用はありません。この場合において、「次の①から④までに掲げる行為をしようとする者」とは、テナント等の所有者、管理者、占有者等（以下「関係者等」という。）のうち次の①から④までに掲げる行為をすることを依頼した者をいい、設計者、施工者等をいうものではありません。

- ① 指定防火対象物等（消火器具又は自動火災報知設備を設置しなければならない防火対象物又はその部分をいう。以下同じ。）の建築
- ② 指定防火対象物等の修繕、模様替え、間取り又は天井高さの変更等
- ③ 指定防火対象物の客席又は避難通路の変更
- ④ 防火対象物の用途、使用形態等の変更

また、防火対象物又はその部分の所有者は、当該防火対象物又はその部分に入居するテナントの関係者等に対して、本条の届出を適正に行うよう指導しなければならないこととされました（新条例第56条第4項関係）。

イ 防火対象物使用開始届の見直し（新条例第56条の2関係）

本条は、改正条例による改正前の火災予防条例（以下「旧条例」という。）第56条の防火対象物使用（変更）届において不明確であった届出の時期、届出の要件、届出に添付する図書等の明確化を図ったものです。

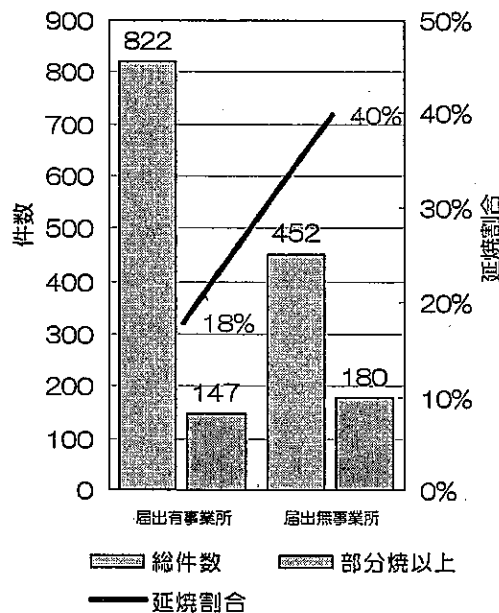
本条の届出は、次の①及び②に掲げる者が、当該防火対象物又はその部分を使用する7日前までに、所轄消防署長に行い、当該防火対象物又はその部分の使用開始前までに所轄消防署長の検査を受けなければなりません。

- ① 消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第一各項に掲げる防火対象物又はその部分を使用しようとする者
- ② 新条例第56条第1項各号に掲げる行為（前ア①から④までに掲げる行為のこ

とをいう。)をしたのち防火対象物又はその部分を使用しようとする者

また、旧火災予防条例第56条の防火対象物使用(変更)届出がなされなかった事業所と同条の届出がなされた事業所を比較すると、同条の届出がなされなかった事業所の部分焼以上の火災に至った割合は、2.2倍にも達していることが判明した(別図2参照。)ことから、本条の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は本条の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して防火対象物を使用した場合に、新条例第67条の2第2号の規定に基づき、10万円以下の罰金が課されることとされました。

なお、本条の届出についても、新条例第56条の防火対象物工事等計画届出と同様に、防火対象物又はその部分の所有者は、当該防火対象物又はその部分に入居するテナントの関係者等に対して、本条の届出を適正に行うよう指導しなければなりません(新条例第56条の2第4項関係)。



別図2 防火対象物使用(変更)届の有無と延焼割合(平成16年中)

ウ 防火対象物一時使用届の新設(新条例第56条の3関係)

従来、防火対象物又はその部分において一時的に物品販売、演劇等のイベント等を行う場合は、旧条例第60条第3号の規定に基づき、又は同条同号の例により催物の開催届を消防機関に行うこととされていましたが、防火対象物又はその部分を不特定の者が出入りする店舗等として使用する場合は、火災等の災害が発生した場合に特に人命に危険が及ぶことが多いことをかんがみ、本条において届出の義務を明確に規定するとともに、所轄消防署長による検査を義務付けることとしました。

本条の届出は、防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする者が、当該一時的な使用を開始する7日前までに所轄消防署

長に行い、当該防火対象物の一時使用開始前に所轄消防署長の検査を受けなければなりません。

また、本条の届出は、防火対象物又はその部分を一時的に不特定の者が出入りする店舗等として使用しようとする場合に行わなければならないものであり、防火対象物又はその部分を恒常的に使用しようとする場合には、新条例第56条の防火対象物工事等計画届又は第56条の2の防火対象物使用開始届出によることとなります。

なお、「不特定の者が出入りする店舗等」とは、病院、社会福祉施設等を除く、劇場、性風俗店、キャバレー、遊技場、料理店、飲食店、ディスコ、百貨店、旅館、サウナ浴場等のような不特定の者が出入りするものをいうことから、物品販売店舗を一時的に事務所として使用する場合、小学校を一時的にコミュニティーセンターとする場合等は、本条の届出を行う必要がないのはもちろんのこと、新条例第56条の防火対象物工事等計画届及び第56条の2の防火対象物使用開始届出も行う必要はありません。

エ 観覧場又は展示場における催物の開催届の新設（新条例第59条の3関係）

観覧場又は展示場はそれぞれ演劇、コンサート、スポーツ興行その他これらに類するもの又は物品販売、展示その他これらに類するものへの利用を前提として建築されたものですが、これらの興行、物品販売会場には、舞台装置、展示装飾等のための電気設備、演出の効果を高めるための火薬、薬品等の危険物品、通常想定されない多量の可燃物等が持ち込まれることが多く、火災等の災害が発生した場合に消火、避難その他の消防の活動に支障が生ずることが想定されるため、消防機関が本条の届出により、催物の概要、開催期間、収容人員等の火災予防上及び消火活動上必要な事項を事前に把握するものです。

本条の届出は、観覧場又は展示場の関係者が、次の①及び②に掲げる催しを行う日の3日前までに、所轄消防署長に行わなければなりません。なお、本条の届出は、防火対象物又はその部分を恒常的に使用する場合又は一時的に使用する場合を問わず行わなければなりません。新条例第56条の3の防火対象物一時使用届を行った場合は、本条の届出は必要ありません。

① 観覧場に多数の者を収容して行う劇場、コンサート、スポーツ興行その他これらに類する催し

② 展示場に多数の者を収容して行う物品販売、展示その他これらに類する催し

また、この場合において「多数の者を収容して」とは、概ね1000人以上の者を収容することをいいます。

オ 火気使用設備等設置届の見直し（新条例第57条関係）

本条は、近年の火気使用設備等に係る火災の増加、燃料電池発電設備などの技術革新に伴う新たな火気使用設備等の出現等の実態を踏まえ、旧条例第57条の火気使用設備等設置届の対象の見直しを図るとともに、従来、火災予防条例上不明確であった届出時期、届出の要件、届出に添付する図書等の明確化を図ったものです。

本条の届出は、火気使用設備等のうち新条例第57条第1項各号に掲げるものを設置しようとする者（内容を変更しようとする者を含む。）が、当該工事に着手する日の7日前までに、所轄消防署長に行い、当該火気使用設備等の使用開始前に所轄消防署長の検査を受けなければなりません。この場合において、「設置しようとする者」とは、テナント等の関係者等のうち新条例第57条第1項各号に掲げる火気使用設備等を設置することを依頼した者をいい、当該火気使用設備等の設置に係る設計を行う者、当該設計に基づく施工を行う者等をいうものではありません。

なお、従来、炉については据付け面積が1平方メートル以上のものについて、厨房設備については入力合計が120キロワット以上のものについて届出が義務付けられていましたが、今回の条例の一部改正において固体燃料を使用する炉及び排気取入れ口から下方に排気する方式の厨房設備については、据付け面積又は入力合計に関係なく本条の届出が義務付けられました。

一方、家庭用の小型燃料電池発電設備（固体高分子型燃料電池発電設備のうち出力が10キロワット未満のものに限る。）のうち改質器の温度が過度に上昇した場合若しくは過度に低下した場合又は換気装置に異常が生じた場合に当該燃料電池発電設備を停止できる装置を設けたものについては、本条の届出の対象から除外されました。

また、本条の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は本条の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して火気使用設備等を設置し使用した場合は、新条例第67条の2第3号の規定に基づき、10万円以下の罰金が課されることとされました。

カ 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱所設置（変更）届の見直し（新条例第58条関係）

本条は、旧条例第58条の少量危険物貯蔵取扱所設置（変更）届において不明確であった届出の時期、届出の要件、届出に添付する図書等の明確化を図ったものです。

本条の届出は、少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置しようとする者が、当該設置をしようとする日（工事を伴う場合は工事に着手する日）の10日前までに、所轄消防署長に行い、少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いを開始する前に所轄消防署長の検査を受けなければなりません。なお、届出の内容を変更する場合については、従来どおり本条の届出が必要です。

また、「設置しようとする者」とは、テナント等の関係者等のうち少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所を設置することを依頼した者をいい、当該少量危険物貯蔵取扱所又は指定可燃物貯蔵取扱所の設計を行う者、当該設計に基づく施工を行う者等をいうものではありません。

さらに、本条の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は本条の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して少量危険物又は指定可燃物の貯蔵又は取扱いをした場合は、新条例第67条の2第4号の規定に基づき、10万円以下の罰金が課されることとされました。

キ 消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画届の新設（新条例第58条の2関係）

本条の届出は、甲種消防設備士の独占業務の対象とならない消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事の計画段階において、その内容を事前に消防機関に届出させ、当該工事の計画段階で法令違反を未然に防ぐことにより、当該工事の完了後の改修に伴い発生する経済的負担を軽減するとともに、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の使用開始当初から適法な状態を確保するためのものです。

本条の届出は、指定防火対象物等において次の①及び②に掲げる消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置しようとする者が、当該設置に係る工事に着手する日の10日前までに、所轄消防署長に届出しなければなりません。

- ① 漏電火災警報器、非常警報設備、すべり台、避難はしご（金属製避難はしごを除く。）、すべり棒、避難橋、避難用タラップ、消防用水、誘導灯、排煙設備、連結散水設備、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備
- ② 前①に掲げるもののほか、消防総監が定めるもの

なお、「設置しようとする者」とは、テナント等の関係者等のうち消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置することを依頼した者をいい、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の設置に係る工事の設計を行う者、当該設計に基づく施工を行う者等をいうものではありません。

また、前②の「消防総監が定めるもの」とは、令第29条の4第1項に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等のうち甲種消防設備士の独占業務の対象とならないものが該当しますが、現在までのところ、このような必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等又は特殊消防用設備等はありません。

ク 消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届の新設（新条例第58条の3関係）

従来、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第17条の3の2の消防用設備等又は特殊消防用設備等設置届の対象とならない消防用設備等については、旧条例第56条の防火対象物使用（変更）届に当該消防用設備等に関する図書を添付することとされていましたが、今回の条例の一部改正において、届出ごとに審査の基準を明確化することとされたことから、旧条例第56条の防火対象物使用（変更）届に添付すべき図書から消防用設備等に関する図書を分離し、本条の届出により行わなければならないこととしたものです。

本条の届出は、指定防火対象物等の関係者が、法第17条の3の2の届出の対象とならない消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した場合、当該設置に係る工事が完了した日から4日以内に、所轄消防署長に行き、当該消防用設備等又は特殊消防用設備等の使用開始前に当該所轄消防署長の検査を受けなければなりません。

また、本条の届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は本条の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避して消防用設備等又は特殊消防用設備等を設置した場合は、新条例第67条の2第5号の規定に基づき、10万円以下の罰金が課されることとされました。

ケ 工事現場における届出済み表示の義務付け（新条例第63条の4関係）

本条の表示は、法第17条の14の工事整備対象設備等着工届又は新条例第56条の防火対象物工事等計画届、第57条の火気使用設備等設置届若しくは第58条の2の消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画届が消防機関に受理された旨等を工事現場に表示することにより、これらの届出の履行状況を都民に情報提供するとともに、これらの届出の履行の促進を図るものです。

本条の表示は、防火対象物の関係者又は工事施工者のどちらが表示しても差し支えありませんが、必ずどちらか一方の者が当該表示をしなければなりません。

なお、本条の表示は、新規則別記第24号様式（別図第3参照。）により行い、工事等に着手する日から工事等が完了するまでの間、工事現場の見やすい場所に表示しなければなりません。

第24号様式（第24条関係）（木板、プラスチック板その他これらに類するものとする）

35cm以上	
消防関係法令による届出済票	
届出種別	
対象設備等	
届出年月日・受理番号	
届出受理者	
防火安全技術講習修了者氏名・職種・番号	
消防設備士氏名・種類・番号	
防火対象物の関係者の氏名	
工事施工者氏名	
工事中の防火管理者氏名	
その他の事項	

25cm以上

別図3 消防関係法令による届出済票（新規則別記第24号様式）

コ 基準の特例の適用を受けるための申請の手続きの整備（新条例第64条関係）

本条は、行政手続法（平成5年法律第88号）の施行に伴い、処分、行政指導、申請、届出等に関する手続きに関し、行政機関はその運営における公正の確保と透明性の向上を図らなければならないこととされたこと、平成15年の法の改正に伴い消防用設備等の技術上の基準が性能規定化されたこと、今回の条例の一部改正に伴い劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の客席又は百貨店等の補助避難通路の特例基準が性能規定化されたこと等の理由により、基準の特例の適用を受けるための申請の手続きを整備したものです。

本条の申請は、基準の特例の適用を受けようとする者が当該基準の特例の適用を受けようとする火気使用設備等の設置に係る工事、消防用設備等の設置に係る工事又は

劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の客席若しくは百貨店等の補助避難通路の配置等に係る工事に着手する前に行うことを原則とし、これらの工事に着手する前までに、所轄消防署長から基準の特例の適用をする旨の通知を受けなければなりません。

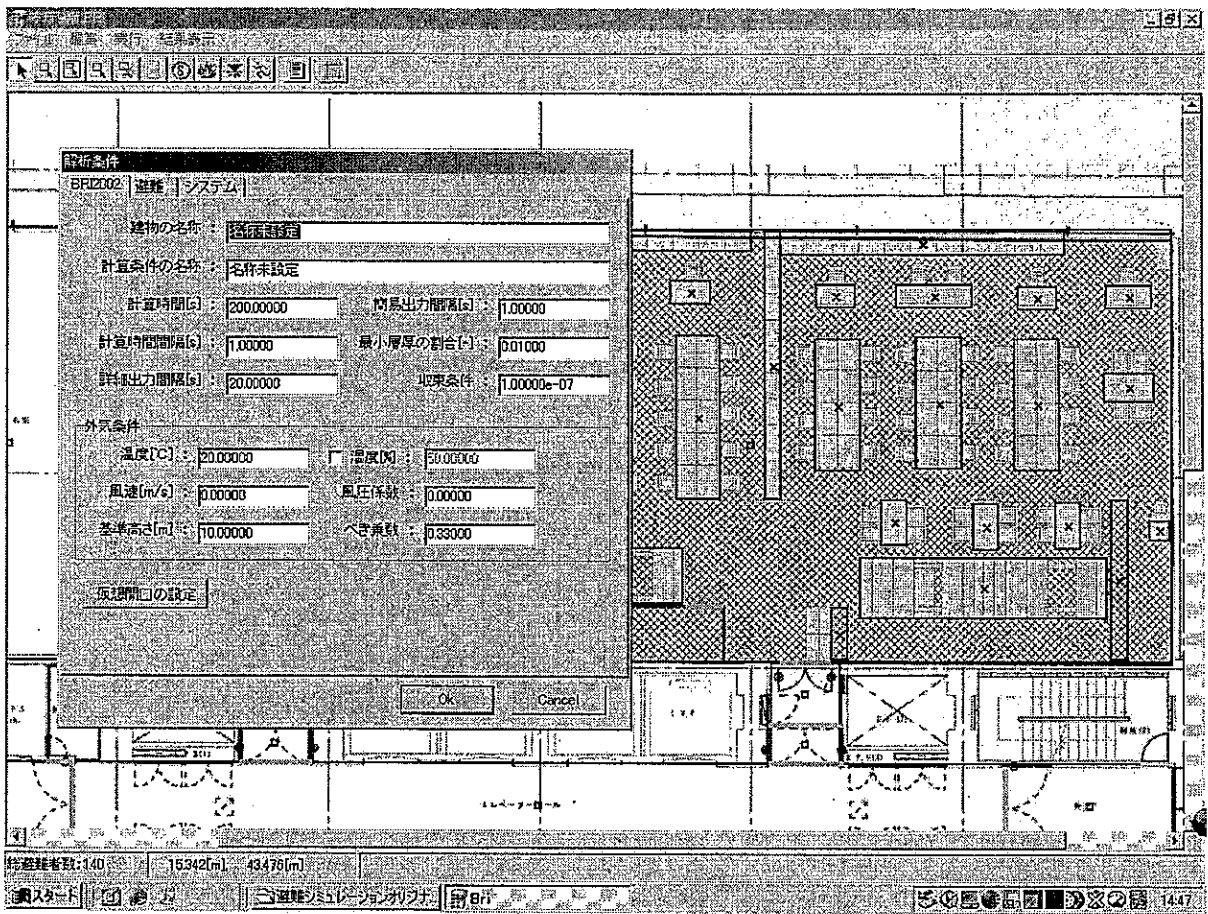
この場合において「基準の特例の適用を受けようとする者」とは、テナント等の関係者等のうち基準の特例の適用を受けることを依頼した者をいい、当該基準の特例の適用を受けるために火気使用設備等の設置、消防用設備等の設置又は劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の客席若しくは百貨店等の補助避難通路の配置等の設計を行う者、当該設計に基づく施工を行う者等をいうものではありません。

(2) 避難の安全を検証する方法を活用した避難管理等の導入

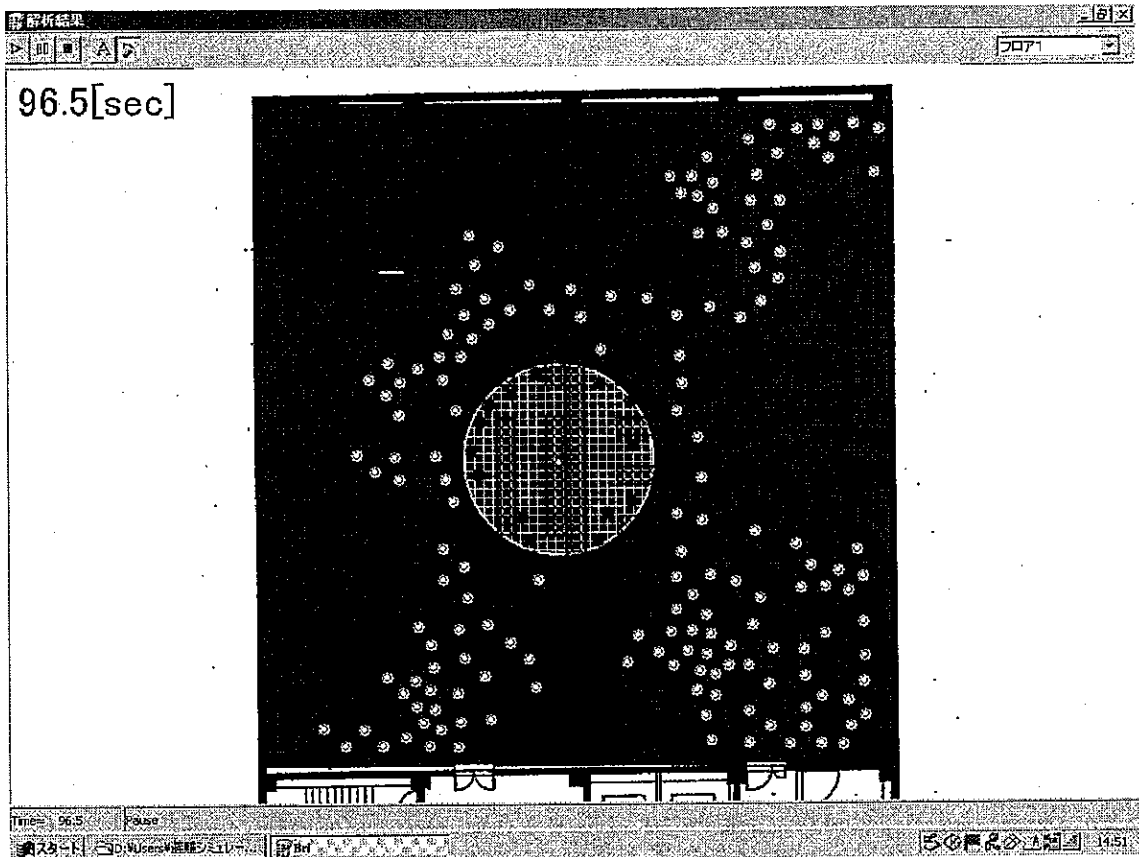
ア 避難の安全を検証する方法を活用した劇場等、キャバレー等、飲食店又は百貨店等の客席又は補助避難通路の基準の特例の適用（新条例第51条の2関係）

本条は、近年の科学技術の進展に伴い、防火対象物における火災、煙の性状、避難等に関する研究が進み、火災の際に防火対象物に存する者が避難をするために必要な時間を予測することが可能になり、新条例第48条（劇場等の屋内の客席基準）、第49条（劇場等の屋外の客席基準）、第50条（キャバレー等又は飲食店の客席基準）又は第51条（百貨店等の補助避難通路の基準）によらずとも防火対象物に存する者の避難安全を確保することができるようになったことから、当該劇場等、キャバレー等、飲食店又は百貨店等の客席又は補助避難通路の基準の特例を適用するための根拠を整備したものです。

なお、防火対象物の避難の安全を検証する方法については、現在、様々な手法が開発されていますが、本条の適用を受ける場合の防火対象物に存する者の避難に必要な時間を予測するための方法としては、ポテンシャル法を用いた火災避難シミュレーション（別図4及び別図5参照。）、建築基準法施行令第129条の2第3項第1号、第2号、第4号及び第5号に規定する方法（階避難安全検証法）を活用した算定方法等があります。



別図 4 ポテンシャル法を用いた火災避難シミュレーションの火災条件設定



別図5 ポテンシャル法を用いた火災避難シミュレーションの計算結果

イ 不特定の者が出入りする店舗等における避難の安全を検証する方法を活用した避難管理の導入（新条例第53条の3関係）

本条は、防火対象物における避難訓練計画の策定、当該計画に基づく避難訓練の実施、避難施設又は防火設備の維持管理、収容人員の管理などの避難に必要な管理を効果的に行うためには、防火対象物の関係者が防火対象物の位置、構造、設備、収容人員、使用形態、避難施設の配置等の状況から予測される避難に必要な時間を把握し、その結果を有効に活用することが有効であることをかんがみ、不特定の者が出入りする店舗等が存する階の関係者に対し、前述のポテンシャル法を用いた火災避難シミュレーション等により算定された避難に必要な時間を訓練その他の避難に必要な管理を行う場合に活用することを努力義務付けしたものです。

なお、前述の避難に必要な時間の算定結果は、新規則第12条第2項第3号の規定に基づき、新条例第56条の防火対象物工事等計画届、第56条の2の防火対象物使用開始届又は第56条の3の防火対象物一時使用届に添付しなければならないこととされており、消防署長による審査及び検査の対象とされています。

(3) 防火安全の専門家を育成するための防火安全技術講習制度の導入

ア 防火安全の専門家を育成するための防火安全技術講習の導入（新条例第63条の2

関係)

防火対象物の構造、用途、使用形態等の複雑化、多様化、設備の高度化、これに伴う消防法令及び建築法令の弾力化、技術基準の性能規定化、今回の条例の一部改正に伴う劇場等、キャバレー等若しくは飲食店の客席又は百貨店等補助避難通路の特例基準の性能規定化等により、消防設備業、建築設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備設計業、設備工事業等に従事する者には、建築物の防火に関する規定に関する知識のみならず、燃焼現象、煙流動、対流熱伝達、放射熱伝達等に関する知識その他の火災安全工学に関する知識、消防設備設計、煙制御設計、避難安全設計等に関する知識及び技術、工事・施工に関する知識及び技術など防火対象物の防火安全に関する幅広い知識及び技術が求められています。

一方、高齢化社会の進展に伴う工事・施工に関する豊富な知識及び技術を有する熟練者の減少、景気低迷を背景とした築年数の経過した防火対象物の増加に伴う消防用設備等の劣化の進行等の理由により、火気使用設備等の欠陥工事、劣化等に起因する火災、消防用設備等の欠陥工事、劣化等に起因する事故等が増加しており、消防設備業、建築設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備設計業、設備工事業等に従事する者に対して工事・施工に関する知識及び技術の普及啓発を行う必要があります。

こうした状況をかんがみ、本条の規定に基づき消防設備業、建設設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備工事業その他これらに類する業に従事する者のうち次の①から③までに掲げるいずれかの業務に従事する者を対象とした防火安全技術講習を開催することにより、防火対象物の防火安全に関する幅広い知識及び技術を広く普及啓発するとともに、防火安全技術講習の修了者（以下「防火安全技術者」という。）を防火対象物の建築、修繕、模様替え、用途変更等に係る工事等の計画段階から関与させることより、防火対象物の防火安全の向上を図ることとされました。なお、上記の「その他これらに類する業」に該当するものとしては、設備設計業、リフォーム業、建築デザイン業、ビルメンテナンス業、ビル管理業等があり、会社組織内のビル管理部門（営繕部門、施設管理部門、防火部門等）も含まれます。

- ① 防火対象物の避難の管理に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務
- ② 火気使用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務
- ③ 消防用設備等の設置に係る計画又は当該計画に基づく工事に関する業務

防火安全技術講習制度は、消防設備業、建築設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備設計業、設備工事業等に従事する者の地位、信頼性等の向上を図るという観点のほか、防火安全技術者を擁する事業者と擁さない事業者との差別化を図り、防火安全への取り組みに関する企業価値の向上を促進するという観点から制度化されたものであり、東京消防庁はこのような優良事業者と連携し、防火対象物の防火安全性を一層向上させて行くものです。

なお、防火安全技術講習は、受講要件がないことから消防設備業、建設設計業、建築工事業、内装工事業、消防コンサルタント業、設備工事業その他これらに類する業に従事する者のうち前①から③までに掲げるいずれかの業務に従事する者以外の者であっても当該講習を受講することができます。

また、防火安全技術講習の実施機関は、法人であって東京都知事の登録を受けたもの（以下「登録講習機関」という。）が行うこととされましたが、当該講習を行うことができる人材を有していること、当該講習を公平に行うことができる法人であること等の一定の要件を満たす法人は、すべからず東京都知事の登録を受けることができます。

イ 防火安全技術講習修了者による防火対象物の防火安全の確保（新条例第63条の3関係）

防火安全技術講習の課程を修了した者は、次の①から④までに掲げる業務を行うものとします（新規則第22条の2関係）。

① 次の(ア)から(オ)までに掲げる届出の内容が、当該(ア)から(オ)までに掲げる基準に適合しているかどうかについての調査を行うこと。

- (ア) 新条例第56条の防火対象物工事等計画届 防火基準
- (イ) 新条例第56条の2の防火対象物使用開始届 防火基準
- (ウ) 新条例第56条の3の防火対象物一時使用届 防火基準
- (エ) 新条例第57条の火気使用設備等設置届 火気使用設備等技術基準
- (オ) 新条例第58条の2の消防用設備等又は特殊消防用設備等設置計画届 設備等技術基準

*₁ 「防火基準」とは、新規則第12条第3項に掲げる基準をいいます。

*₂ 「火気設備等技術基準」とは、新条例第3章第1節及び第22条の2に掲げる基準をいいます。

*₃ 「設備等技術基準」とは、法第17条の3の2に規定する設備等技術基準をいいます。

② 次の(ア)から(オ)までに掲げる基準の特例を受けるための申請の内容が特例基準等に適合しているかどうかについて調査を行うこと。

- (ア) 新条例第3条第1項第1号ハ（新条例第3条の2第3項、第4条第3項、第5条第3項、第6条の2第3項、第6条の3第2項、第7条第3項、第7条の2第3項、第8条第1項、第8条の2第1項、第8条の3第1項及び第3項並びに第9条第3項の規定において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるための申請
- (イ) 新条例第22条の2の規定の適用を受けるための申請
- (ウ) 新条例第47条の規定の適用を受けるための申請
- (エ) 新条例第51条の2の規定の適用を受けるための申請

- (オ) 令第32条の規定の適用を受けるための申請
- ③ 防火対象物の関係者、設計者又は工事業者に対して防火対象物の防火安全について助言を行うこと。
- ④ 防火対象物の関係者の依頼を受けて次の(ア)から(オ)までに掲げる消防署長の検査に立会うこと。
 - (ア) 法第17条の3の2の消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査
 - (イ) 新条例第56条の2第3項の防火対象物の使用開始の検査
 - (ウ) 新条例第56条の3第3項の防火対象物の一時使用の検査
 - (エ) 新条例第57条第4項の火気使用設備等の検査
 - (オ) 新条例第58条の3第3項の消防用設備等又は特殊消防用設備等の検査

(4) 燃料電池発電設備の技術基準の整備

燃料電池発電設備は、主に工場や病院等の大規模な建築物等を対象として開発されたものですが、当該機器は水素を用いて発電すること等から機器本体の出火危険があり、平成4年火災予防条例で規制の対象とされ、条例第12条の発電設備として機器本体の出火による建築物への延焼拡大危険に対し、建築物から一定の距離を保有することや不燃室への設置等が義務付けられました。

しかしながら、近年の技術開発の進展により、従来のリン酸型燃料電池に加え、新たなタイプとして固体高分子型燃料電池及び熔融炭酸塩型燃料電池が出現したことから、安全確保に必要な基準の整備を図ったものです。

具体的には、固体高分子型燃料電池、リン酸型燃料電池及び熔融炭酸塩型燃料電池のうち内部でバーナー等の火を使用するものを燃料電池発電設備として位置付け、火を使用する設備として整理しました。また、安全確保に必要な基準として、従来の発電設備の基準に加え、火を使用する設備に係る火災発生危険等を防止するため、次の規定を新たに準用しました（新条例第8条の3関係）。

- ① 建築物及び可燃性の物品までの火災予防上安全な距離は消防総監が定めるところにより得られる距離を保つこと。（新条例第3条第1項第1号ハ準用）
- ② 可燃物が落下等しない位置へ設置すること。（新条例第3条第1項第2号準用）
- ③ 火災発生のおそれある部分を特定不燃材料で造ること。（新条例第3条第1項第4号準用）
- ④ 地震動等により作動する安全装置を設置すること。（新条例第3条第2項準用）
等

また、固体高分子型燃料電池発電設備（出力10kW未満）のうち、一定の安全措置（改質器温度異常又は換気装置異常により自動停止）が講じられたものは、燃料電池発電設備に係る基準の一部を適用除外しました（新条例第8条の3第2項、第4項関係）。

- ① 屋外において、建築物から3mの距離を保有すること。
- ② 屋内において、不燃室に設置すること。

③ 見やすい箇所に、標識を設けること。

等

なお、ガスエンジン発電設備（出力10kW未満）についても、一定の安全措置（板厚が0.8mm以上の鋼板製の外箱に収納等）が講じられたものは、燃料電池発電設備と同様に屋外において、建築物から3mの距離を保有すること等基準の一部を適用除外します（条例第12条第3項関係）。

3 施行期日について

改正条例の公布に伴い次の①から③までに掲げる事項については平成18年4月1日から、次の④に掲げる事項については改正条例の公布日（平成17年10月13日）から施行されることとされました。

- ① 防火対象物の使用、変更等を的確に把握し建築段階から適法な状態を確保するための届出制度の整備に関する事項（新条例第56条、第56条の2、第56条の3、第59条の3、第57条、第58条、第58条の2、第58条の3、第63条の4及び第64条関係）
- ② 避難の安全を検証する方法を活用した避難管理等の導入に関する事項（新条例第51条の2及び第53条の3関係）
- ③ 防火安全の専門家を育成するための防火安全技術講習の導入に関する事項（新条例第63条の2及び第63条の3関係）
- ④ 燃料電池発電設備の技術基準の整備に関する事項（新条例第8条の3関係）

また、防火安全技術講習を行おうとする法人は、改正条例附則第2条第4項の規定に基づき施行日（平成18年4月1日）以前においても東京都知事の登録を受けることができるとともに、当該登録講習機関は改正条例附則第2条第6項の規定に基づき施行日（平成18年4月1日）以前においても防火安全技術講習を行うことができるとされました。このため、登録講習機関の登録の受付事務は、新条例第63条の2第1項の規定に基づく告示（火災予防施行規程（昭和37年東京消防庁告示第17号）の一部改正）の施行日（平成17年11月下旬の予定）から行うこととしています。